

生徒指導のガイドラインについて

岐阜県立池田高等学校

本校では、教育基本法を始めとする教育関係法規に則り、教育方針として「学校教育の方針」「学校教育の重点」「生徒指導の重点」を掲げ、地域から信頼され、愛される学校づくりを推進しております。

共感的な理解に徹し、生徒の自己指導能力を育てるという生徒指導の理念に立ち、生徒の規範意識の醸成に重点を置き、生徒指導上の対応に係る学校内のきまり及びこれに対する指導の基準をあらかじめ明確化し、また、体系的で一貫した指導方法の確立に努めながら、問題行動生徒に対する特別指導を、生徒又は保護者等に対して明示的に周知徹底することにしました。

指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、全ての教職員間の共通理解を図った上で、一貫性のある、かつ、粘り強い指導を行うことが重要であると考えています。「当たり前にするべきことを当たり前のこととして徹底的に指導する」、「してはいけない事はしてはいけない」と、毅然とした指導を行います。

そこで、教育的指導（特別指導）事案と法的な対応（懲戒処分）事案について基本ガイドラインとして明文化しましたので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも、本校では、安全で安心して学べる学校づくり、また、生徒・保護者・地域の皆様から、信頼され、愛される学校づくりを一層推進してまいります。

問題行動生徒に対する特別指導と懲戒処分について

1 特別指導について（学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条第1項）

1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導

①特別指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健全に営まれることを目的とする。

②特別指導は指導の一環であり、生徒の重要な活動は学習活動であるとする。従って、学校における別室において反省を促す「学校特別指導」を中心とする。「学校特別指導」期間中は欠席扱いとしない。授業に出席しない場合は、教科の欠課時数となる。

また、事案によって、当該生徒が保護者とじっくり話し合い、生活を振り返るための時間を設けることが反省を促す上で有効であると判断される場合は、保護者の理解を得て、一定期間、家庭において反省を促す「家庭特別指導」を行う。「家庭特別指導」期間中は、欠席扱いとする。

なお、問題行動を起こした事実を確定させた上で指導方針等を検討する必要がある場合、若干の日数に限定して、家庭に留め置く措置を行うことがある。その日数は、指導方針が決定した後、特別指導（学校特別指導・家庭特別指導）又は懲戒による停学の期間に含める。

2) 問題行動の事実関係の把握

①生徒、保護者、関係者から十分に事情を聞き取る。

②複数の職員による事情の聞き取りなどで事実関係を確認する。また、確認期間を長引かせない。

③該当生徒には事実文を自書させ、会話だけのあいまいな事実確認は避ける。

3) 生徒の基本的な人権への配慮

①事情の聞き取り段階から、生徒の基本的な人権に十分配慮する。

②特別指導期間中は生徒の学習権の保障に十分配慮する。

③特別指導の実施に当たっては、弁明の機会を与え、弁明されたことについては検討を行うなど、生徒及び保護者の理解を得る。

4) 家庭との連携

①特別指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得るようにする。

②反省の方法（学校での特別指導・家庭での特別指導）については、家庭事情等に配慮する。

③特別指導中は保護者との連絡を十分に取り合っけて指導を進める。

5) 校内の体制

①指導方針に一貫性をもたせ、職員の一貫協力による指導を行う。

②指導内容及び指導方法については、生徒指導委員会で十分に検討する（議事録を作成）。

特別指導方針については、問題行動を詳細に把握した上で、非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導過程、改善の可能性等の事実に基づき、学校長の責任のもとに相応の指導方針を決定し、実施する。

※生徒指導委員会メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部、学年主任、当該担任及び副担任、部顧問等

③問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

④特別指導を受けた生徒は、原則として別室において反省を促す「学校特別指導」または、家庭において反省を促す「家庭特別指導」を行うこととするが、必要に応じてオンラインで授業を受講することができるように配慮する。

⑤事案によっては、管理職と相談の上、関係機関および県教委（学校安全課）と連携を図る。

2 特別指導のガイドライン

以下の問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて、学年主任、担任または教科担任による指導、生徒指導部による学校指導、校長等による特別指導を実施する。

指導内容については、該当生徒からの聞き取り内容を基に、校長を含めた関係職員を招集し生徒指導委員会を開き、指導内容を決定する。場合によっては、県教委（学校安全課）の指示を仰ぐ。

なお、特別指導期間中に行われる定期考査や進級に関わる行事などについては、出席（別室受験）させるなど、できるかぎり配慮する。

特別指導を受けた生徒は、原則として学校推薦型選抜（指定校推薦及び公募制推薦など）を申し出ることができない。但し、その後、意欲的に学校生活に取り組むなどの改善が認められる場合は、事前の申し出により検討する機会を設ける。

- 【**厳重注意**】教頭または生徒指導主事、学年主任による厳重注意の後、担任または教科担任による指導を行う。
- 【**学校指導**】教頭または生徒指導主事による厳重注意の後、生徒指導部が反省日誌、学習課題、奉仕活動等の指導を行う。
- 【**特別指導**】校長により、訓戒、学校特別指導または家庭特別指導等を行う。
(但し、事情により教頭が代行することもある)

※ 保護者にも来校を求め、保護者・生徒と同席の上で事情を説明し指導について理解を求める。期間については過去の指導例等に基づき、おおむね1週間を目安とする。

また、問題行動が度重なる場合や、発生した問題行動が重大である場合、反省状況が良くない場合、保護者との連絡を密にし、県教委（学校安全課）と連携をとりながら丁寧に指導にあたる。

【具体的な事案】

1) 刑法犯行為

- ①窃盗（万引き、車・単車盗、自転車盗、占有離脱物横領、侵入盗）
- ②粗暴犯（生徒間暴力、対教師暴力、恐喝・脅迫）
- ③強盗・強姦
- ④器物損壊
- ⑤その他

2) 不良虞犯行為

- ①飲酒・喫煙の行為（所持や同席も指導の対象とする）
- ②深夜徘徊、不健全娯楽（パチンコ・パチスロ店等への出入り）、不良交友
- ③怠学
- ④遅刻や無断欠席・無断早退
- ⑤家出
- ⑥いじめ（「嫌がらせ」・「威圧行為」・「いじめ」等は慎重な事情聴取を実施する）
- ⑦無断アルバイト
- ⑧カンニング、試験での不正行為（本校の「考査心得」に違反したもの）
- ⑦不正乗車・定期券不正使用
- ⑧情報モラル違反（インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷、コミュニティサイト等利用による問題行動など）
- ⑨その他

3) 道路交通法違反等の特別法犯行為

- ①無免許運転
- ②暴走行為、その他交通違反
- ③薬物乱用
- ④その他

4) その他

- ①無断免許取得（原付・自動二輪・普通自動車）、四ない運動違反
- ②服装・頭髪等の規定違反
- ③授業規律違反、授業妨害
- ④その他「校則」違反等

3 懲戒処分について（学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条第2項及び第3項）

懲戒は、生徒の身分に係る重要な措置・処分であり、真に教育的な配慮を持って慎重に的確に行うことが必要である。そのため、それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要がある。

○ 懲戒による停学・退学に係る基本的な考え方について

繰り返し問題行動を起こす生徒に対し、生徒の状況に応じたきめ細かい指導をした上で、なお懲戒による停学・退学以外に対応がないと判断した場合にのみ実施できる。但し、該当生徒の「改善の見込みがない」ことが大前提である。その場合、管理職は県教委（学校安全課）に相談し対応策の指示を受ける。

○ 生徒指導上における留意点について

当該生徒または関係者から丁寧に事情を聞き取り、事実を明確にする。いままでの指導経過記録および今回の事実をもとに、相応の措置、処分の方角性を検討する会議を開く（緊急生徒指導委員会）。

管理職はその内容を受け、県教委に連絡・相談し指示を仰ぐ。

懲戒処分を実施するに当たっては、これまでに至った経過および理由を生徒・保護者に対し明確に説明する。また「弁明の機会」を与えることを伝え、生徒・保護者の希望によっては、数日の期間を与えなければならない。

【 参 考 】

○ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 学校教育法施行規則第26条（高等学校関係分）

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

令和4年4月一部改訂